

<別表 1 >

区分	補助対象経費	補助金額	補助対象事業	対象経費の条件等
社内女性就業環境の改善	改修工事費	対象経費の2分の1以内 (上限35万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性専用スペースの充実化に要する設計及び工事費用(女性専用トイレ、更衣室、休憩室、シャワールーム及び仮眠室の新設)</li> <li>・男女兼用スペース又は男性専用スペースを改装・分割して、女性専用スペースを新設する設計及び工事費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象となる経費については、改修工事費と工事に直接関連する諸経費、備品購入費と備品の導入に係る費用(賃借料等)とし、既存設備の取り壊し費用は対象外とする</li> <li>・改修工事の実施は、福山市内における自己所有の事業所に限る</li> <li>・男女兼用スペースまたは男性専用スペースを改装・分割する場合は、女性専用スペースに該当する費用のみに限る</li> <li>・工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の賃貸借契約を伴う導入については、借用期間等の条件を聴取し、別途判断する</li> </ul>
	備品購入費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業で新設する女性専用スペースに付属する備品購入費用(トイレに設置するウォシュレット、更衣室に設置するエアコン等)</li> <li>・工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の導入費用</li> </ul>	